

令和8年度第2回「雇用就農資金」

50歳未満の就農希望者を新たに雇用し、必要な実践研修を行う農業法人等に対して、資金を助成する「雇用就農資金」の事業参加者を募集します。
 本事業において、農業法人等が就農希望者を雇用して農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付する「雇用就農者育成・独立支援タイプ」と、農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付する「新法人設立支援タイプ」の募集を行います。
 事業実施を希望される場合は、募集要領をよく確認し、不明な点があれば千葉県農業会議へお気軽に御相談ください。

●雇用就農者育成・独立支援タイプ

助成額 240万円（月額5万円）

助成期間 4年間

※1 経営体当たりの新規採択人数は同一年度内5人まで、かつ3人目以降の助成額は年間20万円

●新法人設立支援タイプ

助成額 360万円（1-2年目は月額10万円、3-4年目は月額5万円）

助成期間 4年間

※各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間15万円が加算されます。事業実施期間が3か月未満の場合は助成金は交付されません。

※新法人設立支援タイプは、3年目、4年目の助成継続については、審査を行います。

募集期間等(第2回目) ※募集期間は応募状況により、変更する場合がありますことを御了承ください。

募集回	募集期間※	新規雇用就農者の採用日 (勤務開始日)	助成対象期間
第1回	2026年3月4日～4月7日	2025年6月1日～2026年2月1日	2026年6月1日～2030年5月31日
第2回	2026年6月18日～7月22日	2025年10月1日～2026年6月1日	2026年10月1日～2030年9月30日
第3回	2026年10月22日～11月25日	2026年2月1日～2026年10月1日	2027年2月1日～2031年1月31日

応募方法(不備解消方法)

●応募方法(不備解消方法)

千葉県農業会議HP (<https://chinokai.com/>) : 下段「農の雇用事業・雇用就農資金事業募集等のページです」☑

雇用就農資金 募集要領等 農業をはじめ、JP (募集スケジュール等) ☑

令和8年度募集スケジュール第2回 応募する☑

募集要領/申請様式 応募申請フォームはこちら 雇用就農資金応募申請フォーム☑

応募を開始する☑

新規応募をする☑

「登録後必ず保存データの作成をお願いします。その後不備解消で使します。」

(応募申請した後、申請書の不備解消は、「応募を再開・修正する」から入力します。)



農業会議HP
(トップ画面)

事業実施にあたっての主な要件

〈必ず募集要領で詳細を御確認ください!〉

●農業法人等の要件

- ①おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）であること。
- ②十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ④働きやすい労働環境整備に係る項目（年間総労働時間2,445時間以内と規定・休憩所の整備等）の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ⑥原則1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上※であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
※ 35時間未満でも、フルタイム勤務の場合等は御相談ください。
- ⑦過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧原則地域計画に農業を担う者として位置付けられた者又は位置付けられることが見込まれる者であること。

●新規雇用就農者の要件

- ①支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ②支援開始時点で、採用（勤務開始）されてから4か月以上12か月未満であること。
- ③過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと（但し、道府県農業大学校等は除く）。

注意事項

応募申請は、雇用就農資金HPの応募申請フォームから入力する。

※応募申請フォームの活用が難しい場合は、募集要領内にある雇用就農資金申請書（様式第2号）に手書きで御記入の上、専用メール又は郵送で農業会議に送付する。

（専用メール chibakoyou@sirius.ocn.ne.jp）

御相談は、一般社団法人 千葉県農業会議

〒260-0855 千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁南庁舎9階

TEL 043-223-4480 Fax 043-222-8320

Mail cnk.1104@true.ocn.ne.jp(代表)